

# 福島区内に空き家をお持ちの方へ

空き家を何もせず放っておくと…



近所迷惑



破損・建物の老朽化



ごみ問題・景観悪化

自分だけでなく、周りに被害を及ぼす危険性があります。

さらに…

税金が約3倍になるかもしれません。

2023年12月に空き家に関する法律が改正されました。  
空き家を放置し管理不全空き家や特定空き家と判断され、大阪市から勧告された場合、  
住宅用地の特例が適用されず  
土地の固定資産税・都市計画税が上がる可能性があります。



こうならないためにも  
何でもお気軽にご相談ください。

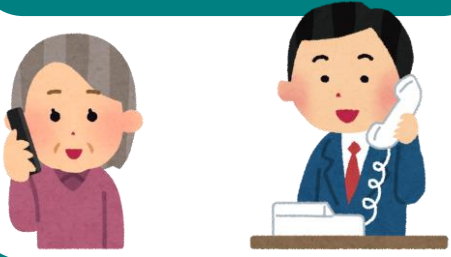


相談方法の流れについては裏面をご確認ください。

# ご提案の流れ

## お問い合わせ

お電話でお気軽にご相談ください。



## ご相談

空き家に関するお悩みを細かくヒアリングし、最適な解決策をご提案します。



## なんでもお気軽にご相談ください

しばらく使わない！なら

### 管理

定期的に空き家を見に行き、周りに被害が及ばないように、きちんと管理しましょう。



利活用したい！なら

### 売却・賃貸

売却や賃貸することで、住まいや店舗などに活用できます。



### 解体

周辺の迷惑にならないように解体することで、利活用の幅が広がります。



弊社は福島区役所と協定を結び、活動しております！  
皆で空き家を減らして、福島区を活性化させましょう！

## ご相談無料です。

お電話よりお気軽にご相談ください。(担当:大西)

# ☎お電話06(6447)1357

電話受付:9:00~17:00

※休日:土・日・祝・その他弊社指定日(GW・夏季休暇・冬季休暇含む)



福島区役所HP内  
該当ページはこちら！



株式  
会社

# 阪 神 住 建

〒553-0006 大阪市福島区吉野1丁目21番14号